（議会関係）

令和８年四條畷市議会１２月定例議会

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する新旧対照表

新
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、２年以下の拘禁刑又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 第５７条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５０，０００円以下の過料に処する。（定例日）

旧
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の禁固刑又は５００，０００円以下の罰金に処する。 第５７条　偽りその他不正の手段により、第２４条第１項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５０，０００円以下の過料に処する。